

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	知名町 国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

知名町長

## 公表日

令和8年2月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理          ②納入通知書の作成及び通知          ③国民健康保険に関する証明書等の発行          ④国民健康保険資格台帳の照会          その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能</p> <p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。 )          * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。 )を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一 16項、30項、101項 番号利用法第9条第2項 番号利用法別表第一の主務省令で定める命令第16条、第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 <b>【情報提供事務】</b> (番号利用法別表第二における情報提供事務の根拠):第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は医療に関する給付の支給」等が含まれる項 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠):第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条  <b>【情報照会事務】</b> (別表第二における情報照会事務の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」が含まれる項27,42,43,44,45,46の項 (番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠):第20条、第25条、第26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  <公的給付支給等口座登録簿関係情報> 番号法第19条第8号 別表第二 121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当  
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地  
問合せ先電話番号 0997-93-3111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当  
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地  
問合せ先電話番号 0997-93-3111

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が

[ 1,000人以上1万人未満 ]

<選択肢>

- 1) 1,000人未満(任意実施)
- 2) 1,000人以上1万人未満
- 3) 1万人以上10万人未満
- 4) 10万人以上30万人未満
- 5) 30万人以上

いつ時点の計数か

令和8年1月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か

[ 500人未満 ]

<選択肢>

- 1) 500人以上
- 2) 500人未満

いつ時点の計数か

令和8年1月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[ 発生なし ]

<選択肢>

- 1) 発生あり
- 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う職員については、毎年研修を実施し教育を行っている。特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第16条、第24条		
平成29年6月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項	番号法第19条第7号 【情報提供事務】 (番号法別表第二における情報提供事務の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」等が含まれる項 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) : 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 【情報照会事務】 (別表第二における情報照会事務の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」が含まれる項 27,42,43,44,45,46の項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) : 第20条、第25条、第26条		
令和1年6月11日	I-5-② 所属長	保健福祉課長 安田 廣一郎	保健福祉課長	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		新規記載	事後	様式変更による新設
令和2年3月19日	II-1	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-2	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。  特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。  特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会  「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	同上	同上	<p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>	事後	
令和3年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー  国保総合システムおよび国保情報集約システム  (以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等  「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>	事後	
令和3年3月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第16条、第24条	<p>番号利用法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号利用法第9条第2項 番号利用法別表第一の主務省令で定める命令第16条、第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30項</li> <li>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号【情報提供事務】 (番号法別表第二における情報提供事務の根拠): 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」等が含まれる項1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠): 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条  【情報照会事務】 (別表第二における情報照会事務の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」が含まれる項27,42,43,44,45,46の項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠): 第20条、第25条、第26条	番号利用法第19条第7号【情報提供事務】 (番号利用法別表第二における情報提供事務の根拠): 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」等が含まれる項1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠): 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条  【情報照会事務】 (別表第二における情報照会事務の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」が含まれる項27,42,43,44,45,46の項 (番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠): 第20条、第25条、第26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年3月10日	II-1	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月10日	II-2	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和5年1月27日	I-3	番号利用法第9条第1項 別表第一 16項、30項	番号利用法第9条第1項 別表第一 16項、30項、101項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠		<公的給付支給等口座登録簿関係情報> 番号法第19条第8号 別表第二 121の項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-1-②		その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知事務	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-1-③	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	番号利用法第19条第7号【情報提供事務】	番号利用法第19条第8号【情報提供事務】	事後	法令改正による修正
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月10日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月10日	IV 8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 8.人手を介在させる作業判断の根拠		特定個人情報を取扱う職員については、毎年研修を実施し教育を行っている。特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	事後	新様式移行に伴う項目追加